

仕 様 書

件 名	京都市体育館（かたおかアリーナ京都）における看板等撤去業務委託
契約期間	契約の日 ～ 令和7年10月31日
契約条件	<p>1 業務内容 京都市体育館（かたおかアリーナ京都）に設置されている看板^{※1}及びカッティングシート^{※2}を撤去すること（処分等を含む）。ただし、西京極総合運動公園内に設置されている案内看板は、本業務の対象外とする。</p> <p>※1 五条通側の「かたおかアリーナ京都」の文字看板 ※2 1階及び2階南西出入口のカッティングシート</p> <p>2 実施日 令和7年9月末日まで なお、当該実施日に履行できないときは本市と調整のうえ、あらかじめ承諾を得ること。</p> <p>3 成果物 本業務委託に関する報告書（撤去前・中・後の写真） 紙媒体1部 なお、撤去中の写真として、以下を含むこと。</p> <p>(1) 高所作業車、足場等の設置状況及び作業状況</p> <p>4 その他 (1) 実施時間の調整及び業務の遂行に当たっては、当該施設の指定管理者（公益財団法人京都市スポーツ協会）及び駐車場管理者（大和ハウスパーキング株式会社）と打合せのうえ、施設供用に係る影響が最小限になるよう配慮すること。 (2) 実施時間が決定した際は、市民スポーツ振興室の担当職員に報告すること。 (3) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）における建設業の許可を受けていること。 (4) 施設、園路等に破損や汚損などのないよう十分に留意しながら慎重に業務を遂行すること。損害を与えた場合は、本市に直ちに報告すること。 また、車両、重機等により路面に損傷を与える恐れのある箇所には鉄板等の耐久物を使用し、事故防止を図ること。 (5) 本市、受注者、指定管理者、施設利用者等の安全を確保するため、保安要員や交通誘導員を配置するなどの必要な措置を講じること。くわえて、通路、園路等に養生、資材等を放置するなどにより、指定管理者、施設利用者等の通行を妨げないこと。 (6) 業務が完了した段階で養生、資材等を速やかに撤去し、及び回収すること。また、履行場所を清掃し、残材を放置しないこと。 (7) 業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。 (8) 本仕様書に記載されていない内容で疑義が生じた場合は、その都度書面により市民スポーツ振興室の担当職員と協議すること。</p>
連絡先	京都市文化市民局市民スポーツ振興室（担当 三宅、藤森） 電話：075-222-3135

五条通側

かたおかアリーナ京都



1階南西出入口



2階南西出入口



2階南西出入口





かたおかアリーナ京都

**注意 設置前の図面です。
数量、位置等は現況を優先します。**



RC
L=6,200
H=2,300

30500

看板取付範囲

8750

17500

8750

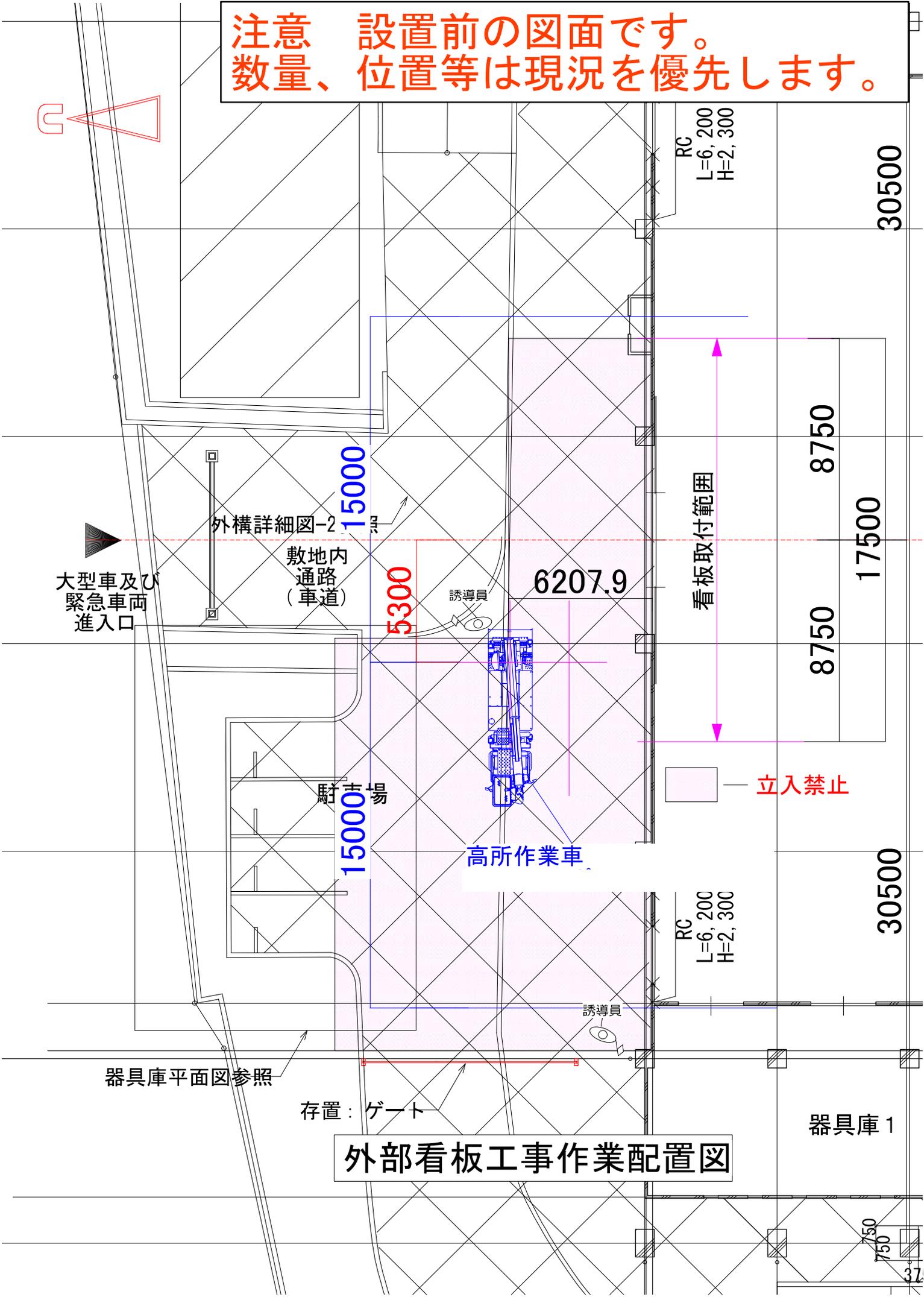
立入禁止

30500

RC
L=6,200
H=2,300

器具庫 1

外部看板工事作業配置図



大型車及び
緊急車両
進入口

外構詳細図-2

敷地内
通路
(車道)

誘導員

6207.9

駐車場

高所作業車

器具庫平面図参照

存置：ゲート

750

37

注意 設置前の図面です。
数量、位置等は現況を優先します。

便所

階段 3 UP

1階 ホール 1

倉庫
4,880

3,680 1,2

電話交換機

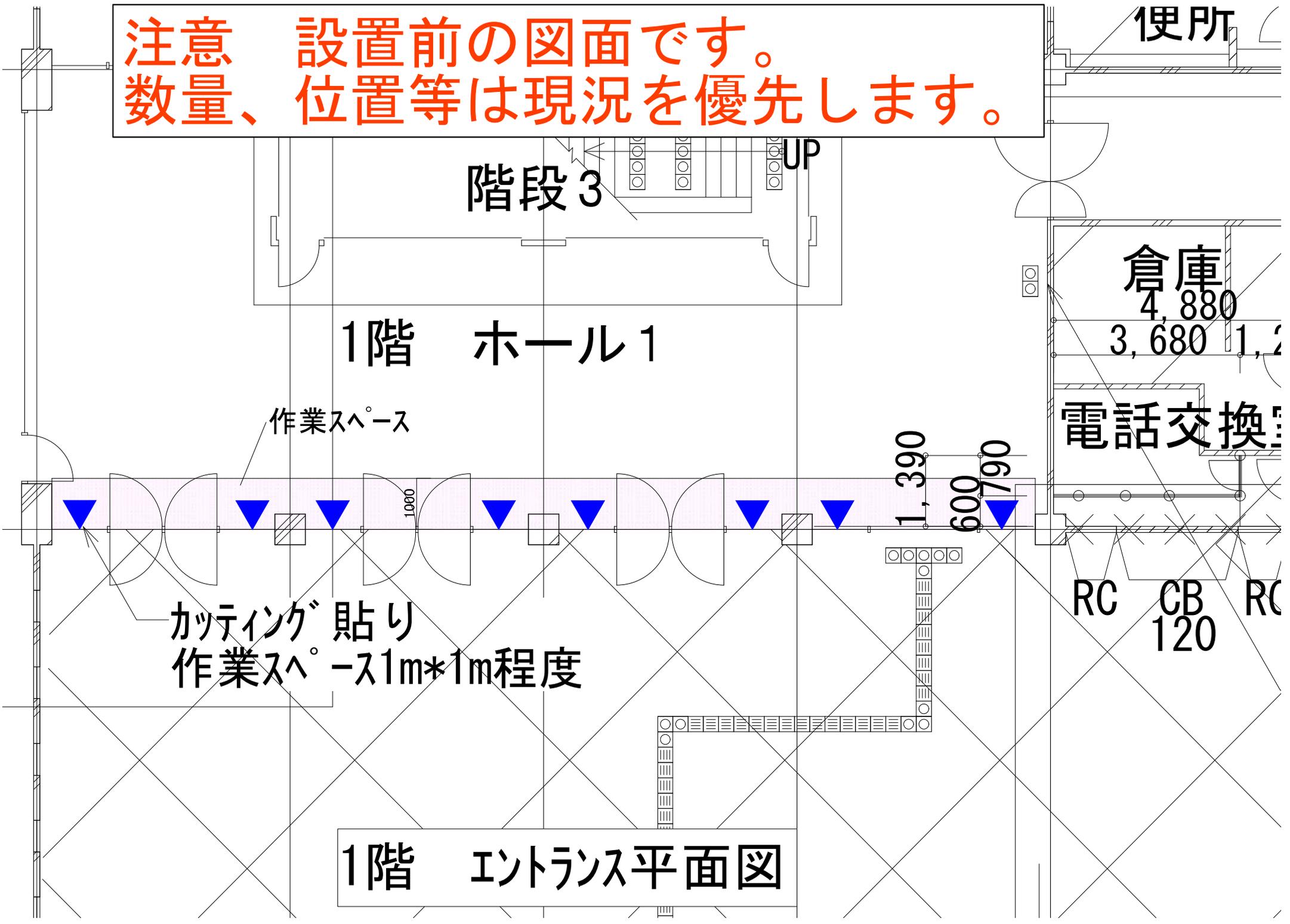
作業スペース

1,390
600
790

カーテン貼り
作業スペース1m*1m程度

RC CB RC
120

1階 エントランス平面図

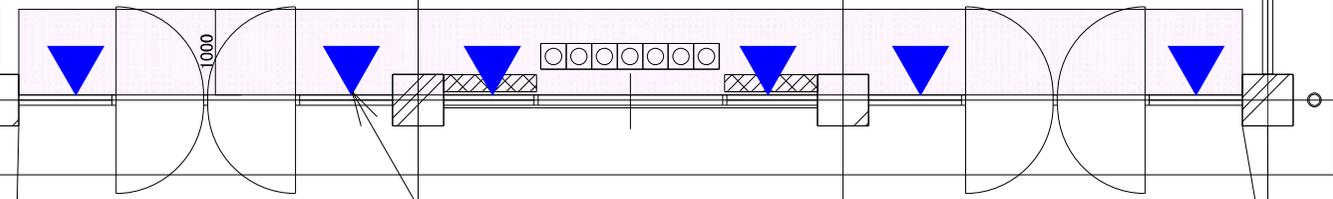


注意 設置前の図面です。
数量、位置等は現況を優先します。

照

洗

玄関ホール



カッティング 貼り
作業スペース 1m*1m程度

スロープ

2階 ホール入口平面図